

## ○富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則

昭和56年1月19日

富山県規則第3号

改正 昭和58年10月1日規則第46号

平成7年9月29日規則第52号

平成11年3月26日規則第4号

平成18年8月10日規則第85号

平成22年3月29日規則第13号

平成25年5月20日規則第25号

令和2年3月31日規則第38号

富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則を次のように定め、公布する。

### 富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則

#### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 自主基準（第3条）

第2章の2 不当な取引行為（第4条—第7条）

第3章 苦情処理委員会の調停（第8条—第13条）

第4章 訴訟費用の貸付け（第14条—第28条）

第5章 雑則（第29条—第31条）

#### 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和55年富山県条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

第2章 自主基準

（平18規則85・改称）

（自主基準の届出）

第3条 条例第10条第3項の規定により自主基準を届け出ようとする者は、自主基準設定等届出書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

(平18規則85・一部改正)

## 第2章の2 不当な取引行為

(平18規則85・章名追加)

(不当な取引行為)

第4条 条例第14条の規則で定める行為は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める行為とする。

(平18規則85・全改)

## 第5条から第7条まで 削除

(平18規則85)

## 第3章 苦情処理委員会の調停

(調停の通知)

第8条 知事は、条例第21条第1項の規定により消費者苦情を富山県消費者苦情処理委員会(以下この章において「苦情処理委員会」という。)の調停に付したときは、当事者にその旨を通知するものとする。

(調停案の作成等)

第9条 苦情処理委員会は、当事者間に合意が成立することが困難であると認める場合において、相当であると認めるときは、調停案を作成し、当事者に提示することができる。

(調停の打ち切り)

第10条 苦情処理委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるときその他調停を継続する必要がなくなつたと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 苦情処理委員会は、前項の規定により調停を打ち切つたときは、当事者にその旨を通知するものとする。

(調停の終了)

第11条 苦情処理委員会の調停は、次の各号のいずれかに該当するときに終了する。

- (1) 当事者間に合意が成立したとき。
- (2) 前条第1項の規定により調停を打ち切つたとき。

(平18規則85・一部改正)

(調停の経過等の報告)

第12条 条例第21条第3項の規定による報告は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行うものとする。

- (1) 調停案の作成に関する報告 調停案の写し及び調停の経過

(2) 当事者間の合意の成立に関する報告 合意の内容及び調停の経過

(3) 調停の打ち切りに関する報告 調停の打ち切りの理由及び調停の経過

2 前項第1号の報告は第9条の規定により調停案を作成した後速やかに、同項第2号の報告は当事者間に合意が成立した後速やかに、同項第3号の報告は第10条第1項の規定により調停を打ち切った後速やかに、行うものとする。

(平18規則85・一部改正)

## 第13条 削除

(平18規則85)

### 第4章 訴訟費用の貸付け

(貸付けの対象となる費用の範囲)

第14条 条例第22条の貸付けの対象となる訴訟に要する費用の範囲は、次に掲げるものとする。

(1) 民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）第2章の規定により裁判所に納める費用

(2) 弁護士に支払う手数料、謝金その他の費用

(3) 前2号に掲げるもののほか、訴訟に要する費用で知事が特に必要と認めるもの

(平18規則85・一部改正)

(1件当たりの被害額)

第15条 条例第22条第3号の規則で定める額は、50万円とする。

(資金の限度額及び利率)

第16条 条例第22条の規定により訴訟に要する費用として貸付けをする資金（以下この章において「資金」という。）の限度額は、100万円とする。

2 資金は、無利子とする。

(保証人)

第17条 資金の貸付けを受けようとする者は、県内に住所を有する確実な連帯保証人を立てるものとする。

(平18規則85・一部改正)

(貸付けの申請)

第18条 資金の貸付けを受けようとする者は、訴訟費用貸付申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

(1) 申請者及び連帯保証人の住民票の写し

(2) 訴訟費用支払予定額調書（様式第3号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（平18規則85・一部改正）

（貸付けの決定）

第19条 知事は、前条の訴訟費用貸付申請書を受理したときは、必要な審査を行い、貸付けをすることの可否を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定により貸付けをすることの可否を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（貸付けの決定の取消し）

第20条 知事は、前条第2項の規定により貸付けをする旨の決定通知を受けた申請者が虚偽の申請その他不正の手段により貸付けをする旨の決定を受けたときは、その決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により貸付けの決定を取り消すときは、当該申請者に対してその理由を示さなければならない。

（平7規則52・一部改正）

（資金の交付）

第21条 第19条第2項の規定により貸付けをする旨の決定通知を受けた申請者は、資金の交付を受けようとするときは、訴訟費用貸付金借用証書（様式第4号）を知事に提出するものとする。

（平18規則85・一部改正）

（追加申請等）

第22条 資金の貸付けを受けた者（以下この章において「借受者」という。）は、既に交付を受けた資金に追加して貸付けを受ける必要が生じたときは、資金の追加申請をすることができる。この場合において、資金の合計額は、第16条第1項に規定する資金の限度額を超えない額とする。

2 第16条第2項及び第17条から前条までの規定は、前項の資金の追加申請について準用する。

（平18規則85・一部改正）

（貸付金の返還）

第23条 借受者は、訴訟が終了した日から起算して3月以内に貸付けを受けた資金（以下この章において「貸付金」という。）の金額を一括して返還するものとする。

- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、災害、疾病その他やむを得ない理由があると認めるときは、相当の期間を定めて貸付金の全部又は一部の返還を猶予することができる。
- 3 前項の規定により返還の猶予を受けようとする者は、訴訟費用貸付金返還猶予申請書（様式第5号）に返還の猶予を受けようとする理由となつた事実を証する書類その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出するものとする。
- 4 知事は、前項の訴訟費用貸付金返還猶予申請書を受理したときは、必要な審査を行い、返還を猶予することの可否を決定するものとする。
- 5 知事は、前項の規定により返還を猶予することの可否を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（平18規則85・一部改正）

（貸付金の即時返還）

第24条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、借受者に対し貸付金の全部又は一部の即時返還を請求することができる。

- (1) 正当な理由がなくて第19条第2項（第22条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた日から起算して3月以内に訴えを提起しないとき。
- (2) 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により資金の交付を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、条例若しくはこの規則の規定に違反し、又はこの規則の規定に基づく知事の指示に従わないとき。

（平18規則85・一部改正）

（貸付金の返還の免除）

第25条 条例第23条第2項の規則で定めるときは、次に掲げるときとする。

- (1) 借受者が死亡し、訴訟を承継すべき者がいないとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めるとき。
- 2 条例第23条第2項の規定により貸付金の全部又は一部の返還の免除を受けようとする者は、訴訟費用貸付金返還免除申請書（様式第6号）に返還の免除を受けようとする理由となつた事実を証する書類その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出するものとする。
  - 3 知事は、前項の訴訟費用貸付金返還免除申請書を受理したときは、必要な審査を行い、返還を免除することの可否を決定するものとする。
  - 4 知事は、前項の規定により返還を免除することの可否を決定したときは、その旨を申請

者に通知するものとする。

(平18規則85・一部改正)

(違約金)

第26条 借受者は、貸付金又は第24条の規定による請求を受けた金額を返還すべき日までに返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、その延滞した額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約金を支払うものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平18規則85・一部改正)

(届出事項)

第27条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出るものとする。

- (1) 訴えを提起したとき。
- (2) 借受者又は連帯保証人の住所又は氏名に変更があつたとき。
- (3) 連帯保証人が死亡したときその他連帯保証人を変更する必要があるとき。
- (4) 訴訟が終了したとき。

2 借受者の相続人は、借受者が死亡したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出るものとする。

(平18規則85・一部改正)

(資料の提出等)

第28条 知事は、必要があると認めるときは、借受者又はその訴訟代理人に対し、貸付金に係る訴訟の進ちよく状況、貸付金の使用状況その他必要な事項に関し資料の提出、報告又は説明を求めることができる。

## 第5章 雑則

(身分証明書)

第29条 条例第32条第2項に規定する証明書は、身分証明書(様式第7号)によるものとする。

(平18規則85・一部改正)

(公表の方法)

第30条 条例第33条第1項の規定による公表は、富山県報に登載するほか、広く県民に周知させる方法により行うものとする。

(県民の申出の手続)

第31条 条例第34条第1項の規定により申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を知事に提出するものとする。

- (1) 申出をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 申出の趣旨及び求める措置の内容
- (3) 申出の年月日
- (4) その他申出に関し参考となる事項

（平18規則85・追加）

附 則

この規則は、昭和56年1月20日から施行する。

附 則（昭和58年規則第46号）

この規則は、昭和58年11月1日から施行する。

附 則（平成7年規則第52号）

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成18年規則第85号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年規則第38号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表の4の項の改正規定 公布の日
- (2) 別表の1の項の改正規定 令和2年5月1日

別表（第4条関係）

（平18規則85・追加、平22規則13・平25規則25・令2規則38・一部改正）

区分	行為
<p>1 条例第14条第1号に該当する行為</p>	<p>(1) 商品等の供給の意図を明らかにせず、若しくは商品等の供給以外のことを主要な目的であるかのように告げ、又はそのような内容の広告等により消費者を誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(2) 商品等の供給に際し、事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先を明らかにしないで、又は偽つて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(3) 事実と反して公的な機関、他の事業者又は他の団体若しくは個人と直接又は間接に関係があると告げる等自己の信用について消費者を誤認させるような情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(4) 商品等の内容、商品等の取引条件その他の消費者が契約の締結の意思を決定する上で重要な事項（次号及び第6号において「商品等に関する重要事項」という。）であつて、事業者が保有し、又は保有し得る情報を消費者に提供しないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(5) 商品等に関する重要事項について、事実と異なる情報又は消費者を誤認させるような情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(6) 商品等に関する重要事項であつて将来における不確実な事項について、消費者に断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(7) 商品等の質その他の内容が実際のもの又は他の事業者に係るものに比して著しく優良であると消費者を誤認させるような情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(8) 商品等の価格その他の取引条件が実際のもの又は他の事業者に係るものに比して著しく有利であると消費者を誤認させるような情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p>



- (9) 商品等の購入、利用、設置等が法令等により義務付けられていると消費者を誤認させるような情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (10) 消費者の取引に関する知識、経験又は判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (11) 電気通信回線を通じて行う取引において、消費者の誤操作を誘発させることにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (12) 消費者の年齢、収入等契約を締結する上で重要な事項について、消費者に虚偽の記載をすることをそそのかし、又は事実と異なる内容の契約書等を作成して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (13) 商品等の購入資金に関し、消費者からの要請がないにもかかわらず、又はその要請に比して過大に、金融機関等からの借入れその他の信用の供与を受けることを執ように勧めて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (14) 消費者の意に反して、早朝若しくは深夜に、又は執ように長時間若しくは反復して、消費者の住居、勤務先等を訪問し、又は消費者に電話をかける等の消費者に迷惑を覚えさせるような方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (15) 路上その他の場所において、消費者の進路に立ちふさがり、又は消費者につきまとして、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (16) 消費者が契約を締結しない旨の意思を表示しているにもかかわらず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (17) 消費者が拒絶の意思を表示したにもかかわらず、又は消費者に拒絶の意思を表示する機会を与えることなく、電気通信回線を通じて一方的に広告等を反復して送信することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (18) 消費者がその住居、勤務先等から退去すべき旨の意思を表示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

	<p>(19) 消費者が契約の締結を勧誘されている場所から退去する旨の意思を表示したにもかかわらず、その場所から退去させないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(20) 消費者を威圧するような言動を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(21) 商品等の供給に関し、当該消費者が従前に関わった取引に係る当該消費者の情報又は当該取引の内容に関する情報を利用して、消費者に不安を抱かせ、過去の不利益が回復できるかのように告げ、又は害悪を受けることを予防し、若しくは現在被っている不利益が拡大することを防止するかのように告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(22) 消費者又はその親族等の健康又は財産の不安その他の生活上の不安をことさらにあおること等により消費者に不安を抱かせて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(23) 主たる供給目的以外の商品等を意図的に無償又は著しい廉価で供給すること等により、消費者を契約を締結するか否かについて適切に判断することができない状態に陥れて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(24) 恋愛感情その他の好意の感情を利用して、又は親切を装うこと若しくは無償若しくは著しい廉価での商品等の供給を行うことにより生ずる消費者の心理的負担を利用して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(25) 消費者が依頼又は承諾をしていないにもかかわらず、商品を送付し、又は商品等の供給を行い、代金その他の名目による対価を請求することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(26) 前号に掲げるもののほか、消費者が依頼又は承諾をしていないにもかかわらず、調査、情報の提供、物品の調達その他の事業活動を実施し、損失の補償その他の名目による負担を求めることにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p>
<p>2 条例第14条第2号に該当する行為</p>	<p>(1) 法律の規定が適用される場合に比して消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重することにより、信義誠実の原則に反して消費</p>

	<p>者の利益を一方的に害する内容の契約を締結させる行為</p> <p>(2) 消費者の契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し又は契約の無効の主張をすることができる権利を不当に制限する内容の契約を締結させる行為</p> <p>(3) 契約に係る損害賠償額の予定、契約に係る違約金又は契約の解除に伴う清算金の定めにおいて、消費者に不当に高額又は高率な負担を求める内容の契約を締結させる行為</p> <p>(4) 商品等の供給を受ける際の資格を証する会員証等が第三者によって不正に使用された場合に、消費者に不当に責任を負わせる内容の契約を締結させる行為</p> <p>(5) 消費者に名義の貸与を求め、これを使用して消費者の意に反する債務を負担させる内容の契約を締結させる行為</p> <p>(6) 消費者が行った意思表示と異なる内容を契約書等に記載して、消費者の利益を不当に害することとなる内容の契約を締結させる行為</p> <p>(7) 消費者に不当に過大な量の商品等の供給を受けさせ、又は不当に長期にわたり継続して商品等の供給を受けさせる内容の契約を締結させる行為</p> <p>(8) 商品等の供給を受けるための金融機関等からの借入れその他の信用の供与が消費者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず、そのような信用の供与を伴う内容の契約を締結させる行為</p> <p>(9) 当該契約に関する訴訟について、消費者に不当に不利な管轄裁判所を定める内容の契約を締結させる行為</p> <p>(10) 事業者の債務不履行、債務の履行に伴う不法行為若しくは引き渡された目的物が種類、品質若しくは数量に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部若しくは一部を不当に免除し、事業者に当該損害を賠償する責任の有無を決定する権限を付与し、又はその不適合に係る事業者の履行の追完をする責任若しくは代金若しくは報酬の減額をする責任を一方的に免除する内容の契約を締結させる行為</p>
<p>3 条例第14条第3号に該当する行為</p>	<p>(1) 消費者、その保証人等法律上支払義務のある者（以下「消費者等」という。）に対して、事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先を明ら</p>

かにしないで、又は偽つて、債務の履行を請求し、又は債務の履行をさせる行為

(2) 消費者等を欺き、威迫し、若しくは困惑させ、又は正当な理由なく早朝若しくは深夜に、若しくは執ように長時間若しくは反復して、消費者等の住居、勤務先等を訪問し、若しくは消費者等に電話をかける等の不当な方法を用いて、債務の履行を請求し、又は債務の履行をさせる行為

(3) 消費者等を欺き、威迫し、又は困惑させ、預金の払戻し、生命保険契約の解約、借入れ等をさせることにより消費者等に金銭を調達させて、債務の履行を請求し、又は債務の履行をさせる行為

(4) 正当な理由なく、信用情報機関（消費者の支払能力に関する情報を取り扱う機関をいう。以下同じ。）若しくは消費者等の関係人に消費者等に不利益となる情報を通知し、若しくは当該情報を流布する旨を消費者等に告げ、又はこれらの行為を実行することにより消費者等に心理的圧迫を与えて、債務の履行を請求し、又は債務の履行をさせる行為

(5) 消費者の関係人で法律上支払義務のない者を欺き、威迫し、若しくは困惑させ、又は正当な理由なく当該者の住居、勤務先等を訪問し、若しくは当該者に電話をかける等の不当な方法を用いて、当該消費者の債務の履行について協力を迫り、又は協力させる行為

(6) 契約の成立、契約の内容等債務の履行を請求するための前提となる事項について消費者等が争っているにもかかわらず、契約の成立若しくは有効性又は債務の履行請求の正当性を一方的に主張して、債務の履行を請求し、又は債務の履行をさせる行為

(7) 消費者に対し、債務が存在しないにもかかわらず、債務が存在するかのよう装つて、債務の履行を請求し、又は債務の履行をさせる行為

(8) 契約に基づく債務の履行期限が経過しているにもかかわらず、正当な理由なく、当該債務の完全な履行をせず、又は消費者からの当該債務の履行の督促に対して適切な対応をしないで、債務の履行を不当に拒否し、又は遅延させる行為

	<p>(9) 継続的に商品等を供給する契約に関し、正当な理由なく、取引条件を一方的に変更し、又は消費者に対する債務の履行を一方的に中止することにより、債務の履行を不当に拒否し、又は遅延させる行為</p>
<p>4 条例第14条第4号に該当する行為</p>	<p>(1) 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際し、事実と異なる情報又は消費者を誤認させるような情報を提供して、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要する行為</p> <p>(2) 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際し、これを拒否し、若しくは黙殺し、又は消費者を威迫し、若しくは消費者に対し術策、甘言等を用いて、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要する行為</p> <p>(3) 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際し、口頭による当該権利の行使を認めておきながら、後に書面によらないことを理由として、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要する行為</p> <p>(4) 消費者のクーリング・オフの権利の行使を妨げる目的で、消費者の自発的意思によらないで商品等の使用又は利用をさせ、その使用又は利用を理由として、契約の成立又は存続を強要する行為</p> <p>(5) 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際し、法令上根拠のない手数料、送料等を要求して、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要する行為</p> <p>(6) 継続的に商品等を供給する契約を締結した場合において、消費者の正当な根拠に基づく中途解約の申出を不当に拒否し、又は消費者に対し解約に伴う不当な損害賠償金、違約金等を要求し、若しくは威迫する等して、契約の存続を強要する行為</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出又は契約の無効の主張に際し、これを不当に拒否し、又は消費者に対し不当な損害賠償金、違約金等を要求し、若しくは威迫する等して、契約の成立又は存続を強要する行為</p> <p>(8) 消費者のクーリング・オフの権利の行使その他正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し又は契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、法律上その義務とされる返還</p>

	義務、原状回復義務、損害賠償義務等の履行を不当に拒否し、又は遅延させる行為
5 条例第14条第5号に該当する行為	<p>(1) 与信契約等に係る債権及び債務について、重要な情報を提供せず、又は誤認させるような情報を提供して、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させる行為</p> <p>(2) 信用の供与が消費者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させる行為</p> <p>(3) 販売業者等（事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者をいう。以下この号及び次号において同じ。）の行為が1の項及び2の項の右欄に定める行為のいずれかに該当することを知っていた、又は与信契約等に係る加盟店契約に基づく関係その他の提携関係にある販売業者等を適切に管理していればそのことを知ることができたにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させる行為</p> <p>(4) 与信契約等において、販売業者等に対して生じている事由をもって消費者が正当な根拠に基づき支払を拒絶できる場合であるにもかかわらず、正当な理由なく訪問し、若しくは電話をかけ、又は消費者に不利益となる情報を信用情報機関に通知する等の不当な方法を用いて、消費者若しくはその関係人に債務の履行を請求し、又は債務の履行をさせる行為</p>

備考 この表において「クーリング・オフの権利」とは、次に掲げる権利をいう。

- (1) 割賦販売法（昭和36年法律第159号）第35条の3の10第1項及び第35条の3の11第1項から第3項までに規定する契約の申込みの撤回又は契約の解除を行う権利
- (2) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第9条第1項、第24条第1項、第40条第1項、第48条第1項及び第2項、第58条第1項並びに第58条の14第1項に規定する契約の申込みの撤回又は契約の解除を行う権利
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法令の規定又は契約により認められた権利で、前2号に掲げる権利に類するもの

自主基準設定等届出書

年 月 日

富山県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、  
名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり自主基準を設定・変更・廃止したので、富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例第10条第3項の規定により届け出ます。

- 1 自主基準の名称
- 2 自主基準の適用を受けることとなる事業者の氏名又は名称及び住所
- 3 自主基準の設定・変更・廃止の年月日
- 4 設定・変更・廃止した自主基準の内容

- 注 1 自主基準を変更した場合の届出にあつては、新旧対照表を添付すること。  
2 不要の文字は、消すこと。

様式第2号(第18条関係)

訴訟費用貸付申請書					
富山県知事 殿			年 月 日		
申請者 住所 氏名					
次のとおり訴訟に要する費用の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。					
貸付申請金額		円	内 訳	裁判所に納める費用	円
				弁護士に支払う費用	円
				その他訴訟に要する費用	円
被害額			円	損害賠償請求額	
申請者	ふりがな 氏名		住所	郵便番号 電話番号	
	生年月日	年 月 日生	職業		
連保証 帯人	ふりがな 氏名		住所	郵便番号 電話番号	
	生年月日	年 月 日生	職業		
弁 護 士	ふりがな 氏名				
	事務所 所在地		郵便番号	電話番号	
相 手 方	氏名 (名称)				
	住所 (所在地)				
	代表者 氏名				
提訴(予定)裁判所名					
提訴(予定)年月日		年 月 日			
添付書類	1 申請者及び連帯保証人の住民票の抄本 2 訴訟費用支払予定額調書 3 被害の概要調書 4 共同して訴えを提起しようとするときは、訴えを提起する者全員の名簿				



様式第3号(第18条関係)

訴訟費用支払予定額調書				
区 分	内 訳	支払予定額	支払予定年月日	貸付申請額
	裁判所に納める費用	円		
	弁護士に支払う費用	円		
	その他訴訟に要する費用	円		
計		円		円

様式第4号(第21条関係)

訴訟費用貸付金借用証書

年 月 日

富山県知事 殿

借 受 者 住 所

氏 名

印

連帯保証人 住 所

氏 名

印

年 月 日付け 第 号で貸付けする旨の決定通知を受けた資金を本日次のとおり借り入れました。

ついては、富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例及び富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則を承知のうえ、借入金の返還は、返還期限までに相違なく実行することを確約します。

借入金額 金 円

添付書類 借受者及び連帯保証人の印鑑証明書

様式第 5 号(第 23 条関係)

訴訟費用貸付金返還猶予申請書

年 月 日

富山県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名

次のとおり貸付金の返還の猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸付決定年月日	年 月 日
貸付決定番号	第 号
借入金額	円
訴訟終了年月日	年 月 日
返還期限	年 月 日
返還猶予申請額	円
返還猶予後の返還期限	年 月 日
申請の理由	

備考

申請書には、猶予を受けようとする理由を証明する書類を添付すること。

様式第 6 号(第 25 条関係)

訴訟費用貸付金返還免除申請書

年 月 日

富山県知事 殿

申請者 住所  
氏名

次のとおり貸付金の返還の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸付決定年月日	年 月 日
貸付決定番号	第 号
借入金金額	円
訴訟終了年月日	年 月 日
返還期限	年 月 日
返還免除申請額	円
訴訟に要した 費用の額 円	内 裁判所に納めた費用 円
	弁護士に支払った費用 円
	訳 その他訴訟に要した費用 円
訴訟の結果相手方から弁済を受けた金額 円	
申請の理由	

備考

申請書には、免除を受けようとする理由を証明する書類を添付すること。

様式第7号(第29条関係)

(表)

第 号
身 分 証 明 書
所 属 職 名 氏 名
写 真 は り つ け
上記の者は、富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例第32条第1項の規定による立入調査をする職員であることを証明する。
年 月 日発行 (発行日から1年間有効)
富山県知事 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

9.0 センチメートル

6.0 センチメートル

(裏)

富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例(抜すい)  
(立入調査等)

第32条 知事は、第7条第1項及び第2項、第8条、第8条の2第1項、第12条第2項、第15条から第16条の2まで並びに第28条の規定の施行に必要な限度において、事業者若しくは生活関連業者に対し、その業務に関し報告をさせ、又は当該職員に、これらの者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立入調査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第33条 知事は、事業者又は生活関連業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者又は生活関連業者の氏名又は名称及び住所その他必要な事項を公表することができる。

(1) (略)

(2) 前条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

2、3 (略)

様式第1号（第3条関係）

（平11規則4・一部改正）

様式第2号（第18条関係）

（平11規則4・一部改正）

様式第3号（第18条関係）

様式第4号（第21条関係）

様式第5号（第23条関係）

（平11規則4・一部改正）

様式第6号（第25条関係）

（平11規則4・一部改正）

様式第7号（第29条関係）

（平18規則85・一部改正）